低潮線保全法に基づく新たな事務について

天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要である排他的経済水域等の保全を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線等の保全を実施することを目的として、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（低潮線保全法）が平成22年5月に成立。

■低潮線保全区域の指定（内閣官房総合海洋政策本部と共同）
排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

■行為規制
低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

■状況調査、巡視、普及啓発等
衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査、巡視を行うとともに、低潮線保全区域を周知するために看板を設置する。

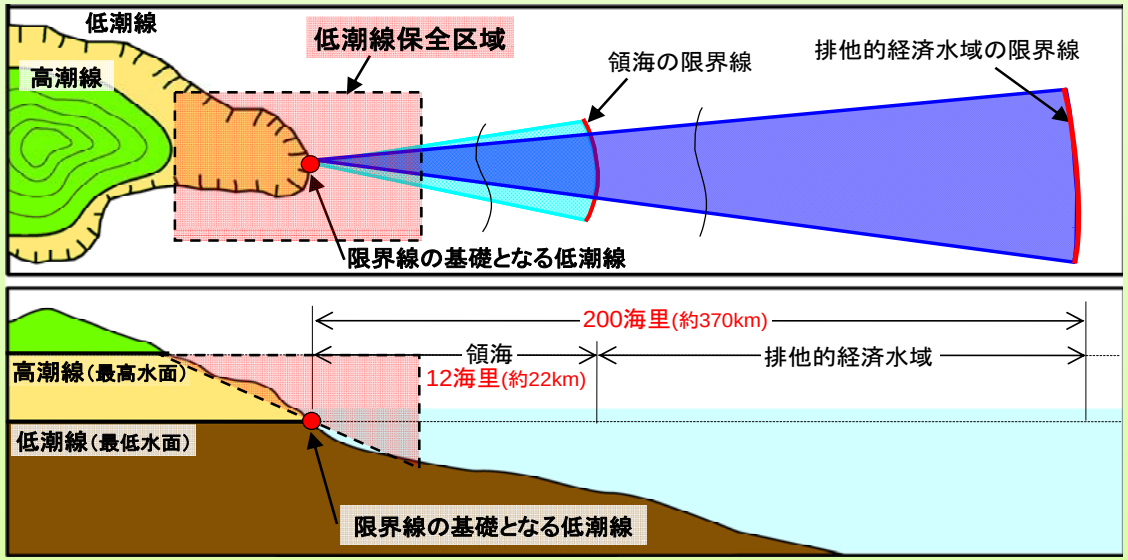

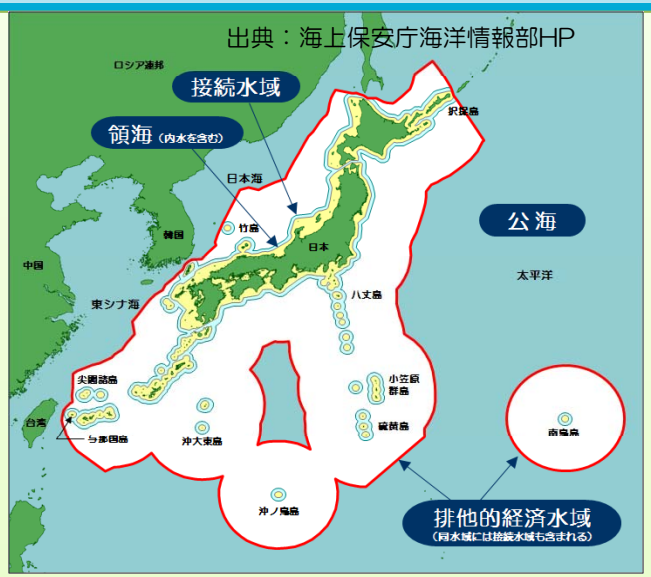

低潮線保全区域（都道府県別）			
地方整備局等	都道府県	区域数	合計
北海道開発局	北海道	48	48
東北地方整備局	青森	1	9
	岩手	4	
	宮城	3	
	福島	1	
関東地方整備局	千葉	4	50
	東京	46	
北陸地方整備局	石川	2	2
近畿地方整備局	和歌山	2	2
中国地方整備局	島根	1	2
	山口	1	
四国地方整備局	高知	3	3
九州地方整備局	福岡	1	31
	長崎	26	
	鹿児島	4	
沖縄総合事務局	沖縄	38	38
合計	16	185	185

低潮線及びその周辺の巡視等結果（平成２３年度）

国土交通省

１．低潮線保全区域及びその周辺の巡視・調査状況

低潮線保全区域全１８５区域のうち、

①地方整備局等職員による目視巡視を１５０区域で実施

②１７７区域を含む衛星画像６５枚により状況調査

２．関係機関との連携

防災ヘリコプターの航続距離を超えた遠方の離島にある低潮線保全区域は、関係機関と連携して巡視・状況調査を実施

①小笠原諸島の一部について、東京都の漁業調査指導船に同乗し、巡視

②大東諸島について、海上保安庁から画像情報の提供を受け、確認

３．漁業関係者との連携

漁業協同組合と連携し、漁業関係者に情報提供を呼びかけ

漁業協同組合との打合せ（小笠原漁業組合）

防災ヘリコプター「あおぞら号」より
九州地方整備局職員が撮影（長崎県 肥前鳥島）

漁業調査指導船：興洋（87t）
（東京都保有）

検査のための航行に同乗し、航路上にある小笠原諸島の低潮線保全区域の一部を巡視
（写真は須美寿島）

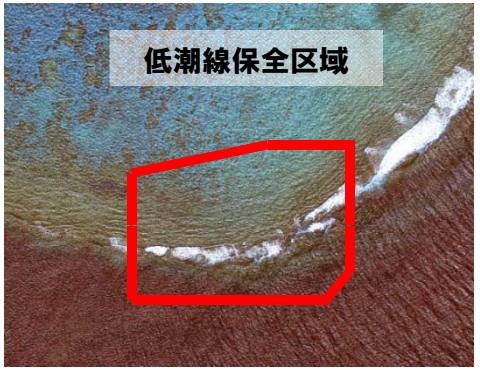

衛星画像（解像度：50cm）を活用した状況調査
（沖ノ鳥島）

低潮線保全区域の周知（看板の設置等）

国土交通省

看板設置の考え方

低潮線保全区域の人為的損壊を未然に防止するため、不特定多数の人間が接近可能な区域については、低潮線保全区域を周知するための看板を設置

○ 平成23年度は24区域の周辺に計17本の看板を設置
　　設置に当たっては、必要な土地の占用等を地元の自治体と調整

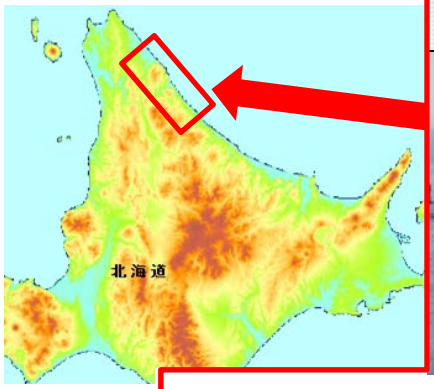

北海道浜頓別町に設置した看板

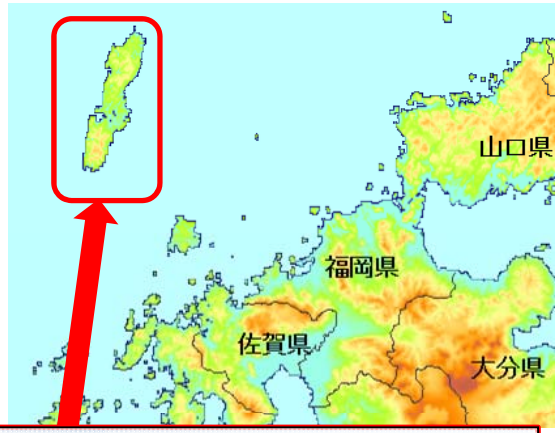

長崎県対馬市に設置した看板の例

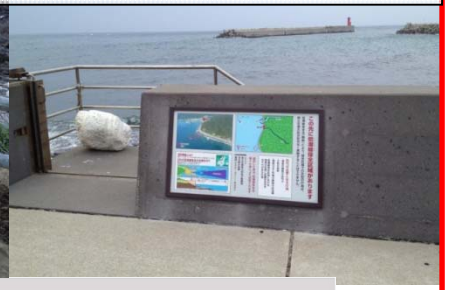

低潮線保全区域内での行為の規制について

低潮線保全区域内での左記の行為は、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下、「低潮線保全法」）により国土交通大臣の許可等が必要ですから、十分注意して下さい。

記

・海底の掘削又は切土
・土砂の採取
・施設又は工作物の新設又は改築
・低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある行為

違反した者は、低潮線保全法第十七条により処罰されます。

詳しいお問い合わせは、
北海道開発局 建設部
建設行政課又は河川管理課
電話011－709－2311